

名誉市民推挙に伴う手続について

近年、相馬御風の功績を改めて顕彰する機運が高まっており、次のとおり推挙を受けて、糸魚川市名誉市民条例に基づき、名誉市民審議会において選考することとしました。

1 糸魚川市名誉市民条例の概要

- (1) 目 的 功績のあった者に名誉市民の称号を贈り、その功績と栄誉をたたえる。
- (2) 対 象 市民又は本市にゆかりの深い者で、社会及び文化の進展又は公共の福祉に貢献し、その功績が顕著であって、市民が深く尊敬に値すると認める者
- (3) 決 定 議会の議決を得て決定

2 名誉市民の推挙

- (1) 推 挙 日 令和8年6月8日
- (2) 推 挙 者 御風会（御風顕彰団体）会長 黒石 孝氏
- (3) 被推挙者 相馬御風（本名：相馬昌治^{まさはる}、故人）
- (4) 推挙方法 市長に推挙状を提出

3 名誉市民候補者選定基準（内規）の改正

条例に故人の取扱いの規定がないことから、内規で定めていた故人の取扱いを含め、候補者の選定基準を改正した。（令和8年7月13日改正）

項 目	改正前	改正後
① 選定基準	(3区分) ・行政 ・学術・技芸・産業・文化・社会 ・公益	(5分野に整理) ・政治・行政 ・学術・文化・芸術 ・スポーツ ・産業・経済 ・社会貢献 ※各分野の選定基準及び主な例を整理
② 故人の取扱い	故人は含まない	原則は生存者とし、一定の要件を満たす場合は候補者としてすることができる 【要件】 ・市の歴史、文化、産業その他の発展に特別かつ顕著な功績を有すること ・その功績について歴史的評価が定着していること ・遺族が存在する場合は、その意向が確認されていること
③ 旧町名誉町民の取扱い	旧能生町及び旧青海町名誉町民は名誉市民とみなさない	変更なし

4 名誉市民審議会の構成

糸魚川市文化財保護審議会

糸魚川市スポーツ協会

糸魚川市文化協会

糸魚川市校長会

学識経験者

※条例第6条の規定に基づき、市内の学識経験者その他市民のうちから5人以内で組織。

5 今後の予定

時 期	内 容
9月下旬	名誉市民審議会委員の委嘱
9月下旬	名誉市民審議会への諮問、審議
10月上旬	名誉市民審議会からの答申
12月	市議会定例会に名誉市民の決定に係る議案の上程
議決後	名誉市民の称号、称号記の贈呈等